

屋外広告物の安全点検のルールを守りましょう

～有資格者による安全点検が必要です～

主なルールのポイント

●安全点検は看板設置者の義務です

- ・許可されているかどうかに関わらず、全ての建植広告、壁面利用広告、屋上利用広告、電力柱等利用広告（袖看板）等が安全点検の対象です。

安全点検対象から除外される屋外広告物は、以下のとおり

電力柱等利用広告（袖看板をのぞく）、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗
及びアドバルーン並びに道路標識

（つまり、上記以外の屋外広告物は全て安全点検の対象となります）

屋外広告物の
安全点検は
みんなの為に
必要なのん



●資格を持つ者が安全点検を行う必要があります

- ・安全点検を行う者は、資格が必要です。
- ・必要な**資格の詳細**につきましては、**次ページ**を参照してください。
- ・有資格者をさがす場合、山形県内であれば、以下のような方法があります。

- 山形県屋外広告美術協同組合のホームページ <http://yooh.jp/>
から「点検可能業者」を参照し、最寄りの業者に問い合わせる

同組合電話番号：023-615-3120（月・水・金 10:00～12:00、13:00～15:00）

資格の無い者が
安全点検しても
無効なのん



●安全点検結果を報告してください

- ・酒田市の許可を受けて屋外広告物を表示・設置している方は、その広告物について、安全点検結果の**報告義務**があります。
- ・安全点検は、更新許可**申請前の3か月以内**に実施し、
更新許可申請時に**《様式第5号の2》「屋外広告物安全点検結果報告書」**
を提出してください。

安全点検結果報告書の様式は酒田市ホームページからダウンロードできます。

“屋外広告物申請手続きについて”のページから3. 許可の更新時を参照ください。

許可を受けてい
る屋外広告物は
点検**報告義務**が
あるのん



- ・報告書には「**点検の状況を明らかにしたカラー写真**」、
及び「**点検の有資格者であることを証する書類の写し**」を添付してください。

○問合わせ先

酒田市企画部都市デザイン課 屋外広告物担当 電話番号：0234-26-5746
FAX：0234-26-6482
メー ル：koukoku@city.sakata.lg.jp

●山形県における屋外広告物の安全点検有資格者

資格	広告の種類	建植広告		壁面利用広告		屋上利用広告		袖看板	
		特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告
・屋外広告士 ・知事指定の屋外広告物の点検に関する研修の修了者（※）		○	○	○	○	○	○	○	○
・一級建築士かつ◆ ・二級建築士かつ◆ ・一級建築施工管理技士かつ◆		○	×	○	×	○	×	×	×
・第一種電気工事士かつ◆ ・第二種電気工事士かつ◆		×	×	×	×	×	×	○	×
・特種電気工事資格者かつ◆		×	○	×	○	×	○	○	○

「特殊装置」とは、広告物に使用する照明装置で、ネオン管を使用したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置、電光掲示板及び映像広告等のこと。

- ※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会（通称、日広連）が開催する屋外広告物点検技能講習会（講習のスケジュールは日広連のホームページから「屋外広告物点検技能講習」で確認出来ます。）
- ◆ 上記資格を有し、なおかつ自治体（山形県以外も可）が開催する屋外広告物講習会を修了していること（山形県では屋外広告物講習会を年1回秋ごろに開催しています。詳細は山形県のホームページから確認出来ます。）